

第 11 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 7 年 5 月 12 日（月）
- 2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|------|---------|------|---------|-----|---------|
| 1 番 | 水 谷 政 利 | 2 番 | 小 野 もと子 | 3 番 | 石 崎 吉 男 |
| 4 番 | 廣 瀬 栄 | 5 番 | 山 崎 美栄子 | 6 番 | 飯 村 伸 一 |
| 7 番 | 三 輪 正 | 8 番 | 高 橋 浩 | 9 番 | 萩 原 重 信 |
| 13 番 | 本 岡 孝 | 14 番 | 小 松 與 平 | | |
- 4 欠席委員
- | | | | | | |
|------|-------|------|---------|------|-------|
| 10 番 | 高 野 濟 | 11 番 | 山 口 和 明 | 12 番 | 栗 原 茂 |
|------|-------|------|---------|------|-------|
- 5 事務局
- | | | | |
|------|---------|------|-------|
| 事務局長 | 櫻 井 浩 司 | 課長補佐 | 大和田 誠 |
| 係 長 | 山 本 茂 輝 | | |
- 6 審議議案
- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について |
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について |
| 議案第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について |
| 議案第 6 号 | 非農地証明願の意見の決定について |
| 議案第 7 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について |
| 報告第 4 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
- 7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 10 分

議長）只今より、第 11 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 11 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、8 番高橋浩委員、9 番萩原重信委員の 2 名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、三輪委員、高橋委員、本図委員、三城推進委員、中村推進委員、2 班、小野委員、飯村委員、萩原委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、議案第 1 号の 1 番については、願出のとおり許可を取り消すことに決定いたします。議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 147 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。次に、2 番については、令和 7 年 5 月 8 日付けで取下願が提出され、取下げとなっています。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 22 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3 番については、許可することに決定いたします。続いて、4 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 4 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 90 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、4 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約17アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約128アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、銀杏を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約468アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。9 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9 番については、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 10 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 5 名で約 31 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、栗を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、10 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 11 番について現地調査の結果をご報告いたします。この案件は、令和 7 年 4 月の総会において、贈与で所有権移転の許可を受けましたが、贈与から売買による所有権移転に変更となったため、議案第 1 号で許可取消願がされており、今回は再申請ということになります。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 195 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、11 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 本図委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 2 号につきましては、取り下げのあった 2 番を除く 10 件の申請について、許可するものと決定いたしました。次に、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、孫が自己住宅を建築するため測量した結果、本申請地に倉庫の一部が越境していたことが判明し、今般、是正するべく始末書添付の上、申請されたものです。周辺に及ぼす影響は確認できませんでした。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の申請については、許可するものと決定いたしました。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、議案第 4 号の 1 番については、願出のとおり、許可を取り消すことに決定いたします。次に、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 5 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、農地所有者が高齢で耕作困難なため、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 5 号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、運送業を営んでおりますが、大型車両を保管する駐車場を増設し、経営の拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、妻の実家で暮らしておりますが、息子が車椅子生活になり、現在の住まいでは手狭で介護がしづらいため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、雅楽を主催されており、内閣府より公益認定された任意団体であります。雅楽の公演において、装飾品等に使用する松を生産するため、申請に及んだものです。なお、令和5年3月頃より、一部に松の木を植林してしまい、始末書が添付されております。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、実家住まいをされておりますが、結婚を機に、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、事業拡大のため、耕作予定のない本申請地を、太陽光発電事業用地として利用するため、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、太陽光発電設備を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第5号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 5 号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 11 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 5 号 12 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と雑種地に囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 12 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、12 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 5 号 13 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、雑種地等に囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、運送業を営んでおりますが、既存の資材置場が手狭となり、碎石・山砂等の置場が不足するため、事業所に隣接した本申請地に、資材置場を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 13 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、13 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 5 号 14 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設の設置に適した本申請地を転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 14 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。14 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 5 号の 14 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 6 号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 6 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、周囲も山林に囲まれているため、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 6 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木が生え、原野化しており、農地に復元するための条件整備が困難であるものと判断いたしました。よって、2 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、3 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 6 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木が生え、原野化しており、農地に復元するための条件整備が困難であるものと判断いたしました。よって、3 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、4 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 6 号 4 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、資材置場の一部として使用され、30 年経過しており、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、4 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、5 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 6 号 5 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠や雑木が繁茂し、原野化しており、農地に復元するための条件整備が困難であるものと判断いたしました。よって、5 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。5 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5 番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第 6 号の 5 件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 7 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号から第 4 号についてですが、内容は議案書 13 ページから 22 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第 1 号から報告第 4 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第1号から報告第4号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第11回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和7年5月12日

議事録署名人

議 長

8 番

9 番